

教育委員会会議提出議案

第12号

福岡県教育庁組織規則等の一部を改正する規則の制定について

このことを、別案のとおり提出する。

令和6年3月13日
教 育 長

(理由)

福岡県行政改革大綱に伴う教育事務所の体制見直しにより教育庁組織規則の一部を改正する等、関係規定の整備を行うもの。

福岡県教育庁組織規則等の一部を改正する規則 の制定について（概要）

1 改正内容

(1) 福岡県教育庁組織規則

福岡県行政改革大綱に伴う教育事務所の体制見直しにより、規定の整備を行うもの。

ア 北九州教育事務所における県費負担教職員の給与に係る事務を、筑豊教育事務所に集約するもの。

イ 全ての教育事務所において「管理係」及び「教職員係」を廃止し、「総務係」を設置するもの。

(2) 福岡県立美術館組織規則

ア 美術図書室の運営に係る所掌事務について、普及課から学芸課に変更するもの。

イ 熱源改修工事に伴いボイラー等に係る業務が無くなったことから、ボイラー技士の職を廃止するもの。

(3) 福岡県社会教育総合センター及び福岡県立社会教育総合センター少年自然の家組織規則

ア 職務内容における文言の整理を行うもの。

(4) 福岡県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則

福岡県行政改革大綱に伴う教育事務所の体制見直しにより、規定の整備を行うもの。

ア 「企画主幹」を設置するもの。

2 施行期日

令和6年4月1日

福岡県教育庁組織規則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年三月二十九日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第 号

福岡県教育庁組織規則等の一部を改正する規則

(福岡県教育庁組織規則の一部改正)

第一条 福岡県教育庁組織規則(平成三十年福岡県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中「教育事務所の分掌する事務は、次のとおりとする。」を「前条第二項の表の上欄に掲げる教育事務所にあつては、同表下欄に掲げる管轄区域について、次の各号に掲げる事務を分掌する。ただし、第二号に掲げる事務のうち、北九州教育事務所の管轄区域に係る給与に関する事務にあつては、筑豊教育事務所が分掌する。」に改める。

第二十二条第一項中「管理係及び教職員係」を「総務係」に改める。

(福岡県立美術館組織規則の一部改正)

第二条 福岡県立美術館組織規則(昭和六十年福岡県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第五条に次の一号を加える。

五 美術図書室の運営に関すること。

第六条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

(福岡県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第三条 福岡県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則(平成十八年福岡県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

附則第五項の表ボーイラー技士の項を削る。

(福岡県立社会教育総合センター及び福岡県立社会教育総合センター少年自然の家組織規則の一部改正)

第四条 福岡県立社会教育総合センター及び福岡県立社会教育総合センター少年自然の家組織規則（昭和五十九年福岡県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の表企画主幹の項中「又は副所長」を削る。

（福岡県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部改正）

第五条 福岡県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則（昭和三十二年福岡県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号の表十二の項を十三の項とし、七の項から十一の項までを一項ずつ繰り下げ、六の項の次に次のように加える。

7 企画主幹	上司の命を受け、企画、調整等に関する事務に関し、当該課長等を補佐する。
--------	-------------------------------------

附 則

（施行期日）

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

○ 福岡県教育庁組織規則（平成三十年福岡県教育委員会規則第一号）新旧対照表

改正案

現行

第一条～第十九条（略）
（教育事務所の設置）

第二十条 教育庁に、本庁各課の所掌事務の一部を分掌させるため教育事務所を設置する。

2 教育事務所の名称、所在地及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	所在地	管轄区域
福岡教育事務所	(略)	(略)
北九州教育事務所	直方市	北九州市 直方市 中間市 宮若市 遠賀郡 鞍手郡
北筑後教育事務所	(略)	(略)
南筑後教育事務所	(略)	(略)
筑豊教育事務所	飯塚市	飯塚市 田川市 嘉麻市 嘉穂郡 田川郡
京築教育事務所	(略)	(略)

（教育事務所の分掌事務）

第二十一条 前条第二項の表の上欄に掲げる教育事務所にあつては、同表下欄に掲げる管轄区域について、次の各号に掲げる事務を分掌する。ただし、第三号に掲げる事務のうち、北九州教育事務所の管轄区域に係る給与に関する事務にあつては、筑豊教育事務所が分掌する。

一 (略)

二 県費負担教職員の任免、給与、服務、研修その他人事に関すること。

三～六 (略)

（教育事務所の組織）

第二十二條 教育事務所に、その所掌事務を分掌させるため、次の各号に掲げる課及び室を置き、総務課に総務係を置く。

一～五 (略)

2 (略)

第二十三条～第二十六条 (略)

第一条～第十九条（略）
（教育事務所の設置）

第二十条 教育庁に、本庁各課の所掌事務の一部を分掌させるため教育事務所を設置する。

2 教育事務所の名称、所在地及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	所在地	管轄区域
福岡教育事務所	(略)	(略)
北九州教育事務所	直方市	北九州市 直方市 中間市 宮若市 遠賀郡 鞍手郡
北筑後教育事務所	(略)	(略)
南筑後教育事務所	(略)	(略)
筑豊教育事務所	飯塚市	飯塚市 田川市 嘉麻市 嘉穂郡 田川郡
京築教育事務所	(略)	(略)

（教育事務所の分掌事務）

第二十一条 教育事務所の分掌する事務は、次のとおりとする。

一 (略)

二 県費負担教職員の任免、給与、服務、研修その他人事に関すること。

三～六 (略)

（教育事務所の組織）

第二十二條 教育事務所に、その所掌事務を分掌させるため、次の各号に掲げる課及び室を置き、総務課に管理係及び教職員係を置く。

一～五 (略)

2 (略)

第二十三条～第二十六条 (略)

○ 福岡県立美術館組織規則（昭和六十年福岡県教育委員会規則第八号）新旧対照表

改正案	現行																
第一条～第四条（略） （学芸課の所掌事務） 第五条 学芸課の所掌事務は、次のとおりとする。 一～四（略） 五 美術図書室の運営に関する事。 （普及課の所掌事務） 第六条 普及課の所掌事務は、次のとおりとする。 一～四（略） （削る） 五 美術情報の収集及び広報活動に関する事。 六 美術団体等との連携に関する事。 第七条～第八条（略）	第一条～第四条（略） （学芸課の所掌事務） 第五条 学芸課の所掌事務は、次のとおりとする。 一～四（略） （新規） （普及課の所掌事務） 第六条 普及課の所掌事務は、次のとおりとする。 一～四（略） 五 美術図書室の運営に関する事。 六 美術情報の収集及び広報活動に関する事。 七 美術団体等との連携に関する事。 第七条～第八条（略）																
附 則（平成一八年教委規則第一号） （経過措置） 5 第五条の規定による改正後の福岡県立美術館組織規則第二 条第一項に規定する主任技能員及び技能員の職については、当 分の間、次の表の上欄に掲げる職種区分を設け、その職務は、 それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th><th>職務内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車運転士</td><td>上司の命に従い、自動車の運転及び整備に 従事する。</td></tr> <tr> <td>（削る）</td><td>（削る）</td></tr> <tr> <td>監視</td><td>上司の命に従い、館内外の監視及び取締り に従事する。</td></tr> </tbody> </table>	職種	職務内容	自動車運転士	上司の命に従い、自動車の運転及び整備に 従事する。	（削る）	（削る）	監視	上司の命に従い、館内外の監視及び取締り に従事する。	附 則（平成一八年教委規則第一号） （経過措置） 5 第五条の規定による改正後の福岡県立美術館組織規則第二 条第一項に規定する主任技能員及び技能員の職については、当 分の間、次の表の上欄に掲げる職種区分を設け、その職務は、 それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th><th>職務内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車運転士</td><td>上司の命に従い、自動車の運転及び整備に 従事する。</td></tr> <tr> <td>ボイラー技士</td><td>上司の命に従い、ボイラー技士の業務に従 事する。</td></tr> <tr> <td>監視</td><td>上司の命に従い、館内外の監視及び取締り に従事する。</td></tr> </tbody> </table>	職種	職務内容	自動車運転士	上司の命に従い、自動車の運転及び整備に 従事する。	ボイラー技士	上司の命に従い、ボイラー技士の業務に従 事する。	監視	上司の命に従い、館内外の監視及び取締り に従事する。
職種	職務内容																
自動車運転士	上司の命に従い、自動車の運転及び整備に 従事する。																
（削る）	（削る）																
監視	上司の命に従い、館内外の監視及び取締り に従事する。																
職種	職務内容																
自動車運転士	上司の命に従い、自動車の運転及び整備に 従事する。																
ボイラー技士	上司の命に従い、ボイラー技士の業務に従 事する。																
監視	上司の命に従い、館内外の監視及び取締り に従事する。																

○ 福岡県立社会教育総合センター及び福岡県立社会教育総合センター少年自然の家組織規則（昭和五十九年福岡県教育

委員会規則第一号）新旧対照表

改正案		現行	
第一条 (略) (センター職員(の職)) 第二条 センター職員の職として、次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。		第一条 (略) (センター職員(の職)) 第二条 センター職員の職として、次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。	
(略)	(略)	(略)	(略)
企画主幹	上司の命を受け、企画、調整等に関する事務に関し、所長を補佐する。	企画主幹	上司の命を受け、企画、調整等に関する事務に関し、所長又は副所長を補佐する。
(略)	(略)	(略)	(略)
第三条、第五条 (略)		第三条、第五条 (略)	

○ 福岡県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則（昭和三十三年福岡県教育委員会規則第六号）新旧対照表

改正案	現行																																																				
第一条（略） （職員の職） 第二条 事務局職員の職として、次の表の上欄に掲げる職を置き、その事務は、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。 一（略） 二 教育事務所 <table border="1" data-bbox="164 568 788 1359"> <tr><td>1 所長</td><td>（略）</td></tr> <tr><td>2 副所長</td><td>（略）</td></tr> <tr><td>3 主幹指導主事</td><td>（略）</td></tr> <tr><td>4 人事管理主事</td><td>（略）</td></tr> <tr><td>5 課（室）長</td><td>（略）</td></tr> <tr><td>6 参事補佐</td><td>（略）</td></tr> <tr><td>7 企画主幹</td><td>上司の命を受け、企画、調整等に関する事務に関し、当該課長等を補佐する。</td></tr> <tr><td>8 主幹</td><td>（略）</td></tr> <tr><td>9 係長</td><td>（略）</td></tr> <tr><td>10 企画主査</td><td>（略）</td></tr> <tr><td>11 指導主査</td><td>（略）</td></tr> <tr><td>12 事務主査</td><td>（略）</td></tr> <tr><td>13 技術主査</td><td>（略）</td></tr> </table> 三（略） 第三条（略）	1 所長	（略）	2 副所長	（略）	3 主幹指導主事	（略）	4 人事管理主事	（略）	5 課（室）長	（略）	6 参事補佐	（略）	7 企画主幹	上司の命を受け、企画、調整等に関する事務に関し、当該課長等を補佐する。	8 主幹	（略）	9 係長	（略）	10 企画主査	（略）	11 指導主査	（略）	12 事務主査	（略）	13 技術主査	（略）	第一条（略） （職員の職） 第二条 事務局職員の職として、次の表の上欄に掲げる職を置き、その事務は、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。 一（略） 二 教育事務所 <table border="1" data-bbox="823 568 1447 1359"> <tr><td>1 所長</td><td>（略）</td></tr> <tr><td>2 副所長</td><td>（略）</td></tr> <tr><td>3 主幹指導主事</td><td>（略）</td></tr> <tr><td>4 人事管理主事</td><td>（略）</td></tr> <tr><td>5 課（室）長</td><td>（略）</td></tr> <tr><td>6 参事補佐</td><td>（略）</td></tr> <tr><td>（新規）</td><td></td></tr> <tr><td>7 主幹</td><td>（略）</td></tr> <tr><td>8 係長</td><td>（略）</td></tr> <tr><td>9 企画主査</td><td>（略）</td></tr> <tr><td>10 指導主査</td><td>（略）</td></tr> <tr><td>11 事務主査</td><td>（略）</td></tr> <tr><td>12 技術主査</td><td>（略）</td></tr> </table> 三（略） 第三条（略）	1 所長	（略）	2 副所長	（略）	3 主幹指導主事	（略）	4 人事管理主事	（略）	5 課（室）長	（略）	6 参事補佐	（略）	（新規）		7 主幹	（略）	8 係長	（略）	9 企画主査	（略）	10 指導主査	（略）	11 事務主査	（略）	12 技術主査	（略）
1 所長	（略）																																																				
2 副所長	（略）																																																				
3 主幹指導主事	（略）																																																				
4 人事管理主事	（略）																																																				
5 課（室）長	（略）																																																				
6 参事補佐	（略）																																																				
7 企画主幹	上司の命を受け、企画、調整等に関する事務に関し、当該課長等を補佐する。																																																				
8 主幹	（略）																																																				
9 係長	（略）																																																				
10 企画主査	（略）																																																				
11 指導主査	（略）																																																				
12 事務主査	（略）																																																				
13 技術主査	（略）																																																				
1 所長	（略）																																																				
2 副所長	（略）																																																				
3 主幹指導主事	（略）																																																				
4 人事管理主事	（略）																																																				
5 課（室）長	（略）																																																				
6 参事補佐	（略）																																																				
（新規）																																																					
7 主幹	（略）																																																				
8 係長	（略）																																																				
9 企画主査	（略）																																																				
10 指導主査	（略）																																																				
11 事務主査	（略）																																																				
12 技術主査	（略）																																																				